

令和5年度 事務事業《事後》評価 改善事業一覧表

評価No	担当課	事業名	実施目的	具体的方法	一次評価	一次評価コメント	二次評価	二次評価コメント	改善案	最終評価
122	子育て支援課	こども発達支援センター管理運営事業	発達に不安や心配のある子供やその保護者をサポートするため、相談を受け、必要なアドバイスを行います。	発達に不安や心配のある乳幼児の日常生活における基本動作などの指導や集団生活への適応訓練、発達相談支援などを行います。	一部改善	こども発達支援センターは、発達に遅れや偏りのある児童やその保護者にとって重要な役割を担っている施設であり、今後も利用者ニーズの把握に努め、保育所、幼稚園及び学校等の関係機関との連携を強化し、事業の継続及び支援の拡充を図る。	一部改善	子どもの発達に関して、組織を横断した対応が求められている中、今後も効果的・効率的な事業実施が必要である。	保育園及び幼稚園、学校等への支援の拡充を図るため、連携事業への取り組みについて具体的に検討する。	一部改善
124	子育て支援課	子ども家庭相談支援センター事業	子育て、児童虐待に関することやひとり親家庭が抱える悩みなどの相談体制を充実するとともに、子育てに関する情報の提供などを行い、子育てを支援します。	多様化する相談に対応するため、研修などに積極的に参加し、相談員の専門的知識の習得を図ります。また、子育てに関する基本情報と行政サービスをまとめた、子育て支援ノートブックを作成し、配布します。	一部改善	多様化、複雑化する相談に適切に対応するため、専門職を配置し職員の資質向上を図り、事業継続に努めた。令和6年度からの児童福祉法改正より設置を求められているこども家庭センターの対応を図る必要がある。	一部改善	子育てや児童虐待に関すること、ひとり親家庭における悩みなどの相談に対応する体制を整えるとともに、子育てに関する情報の提供等を行い子育てを推進しており、引き続き、効果的かつ効率的な事業実施が必要である。	子ども家庭支援拠点（子育て支援課）と子育て世代包括支援センター（健康管理センター）の機能をあわせ持つ「こども家庭センター」の設置に向け、共有システムの導入を含めた検討を行い、保健・福祉・教育の連携を図る体制整備に努める。	一部改善
146	障害福祉課	指定管理施設管理運営事業	在宅生活を送る障害者などに対し、日中活動の場を提供し、地域社会で自立した日常生活を営めるよう、就労機会と社会適応訓練の場及び生活動作の支援を提供します。	指定管理者による、福祉作業所及び重度心身障害者デイサービス並びに障害者就労・自立支援施設の管理運営を行います。	一部改善	個別施設計画において、大規模改修や建替えを予定している施設もある中、現在、障害福祉サービスについては、民間事業者が提供するサービスが支援の中心となっている状況を踏まえ、事業の改善が必要と考えられる。	一部改善	施設利用者の個別の事情も勘案し、その動向を注視しながら、今後、個別施設計画等に反映させて事業の統廃合を行う必要がある。	老朽化対策、費用対効果だけでなく、施設利用者の個別の事情も勘案し、その動向を注視しながら、今後、個別施設計画等に反映させて事業の統廃合を行っていく。	一部改善
149	障害福祉課	相談支援事業	障害者などからの相談に応じ、必要な情報提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者などが自立した日常生活又は社会生活を営めるように支援します。	常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者へ業務の一部を委託し、各種相談に適切に対応できる体制を構築します。	一部改善	障害福祉サービスの提供に当たり、その根幹を為す相談支援事業の更なる機能強化のために人的資源の充実、専門性の向上、他の福祉分野や教育関係機関との連携・協力はもとより、組織横断的な大胆な発想での改善の必要がある。	一部改善	対応すべき相談は増加するものと考えられ、相談支援事業の重要性は今後も高まるものと考えられるので、改善が必要である。	今日的課題の医療的ケア児や障害に起因する貧困に関する相談に対応できるよう支援体制の充実を図るとともに、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者における相談業務の質の向上のため、集団指導、個別指導等を行うための体制及び指導方法を確立していく。	一部改善
151	障害福祉課	障害者センター管理運営事業	障害者などに対し、自立及び社会参加のための総合的な支援を実施し、活動や交流の促進を図ります。	活動の場の提供や、障害者福祉団体の支援などを行います。	一部改善	障害者の活動の場としての施設利用については、ポストコロナの時代にあっては変革が求められる。貸館業務の機能を維持した中で、併設する障害者基幹相談支援センターの有する相談機能や障がい者就業・生活支援センターによる就労支援の取組みの充実を図る必要がある。	一部改善	障害者の自立や社会参加のための総合的な支援、また、障害者の活動や交流の拠点であり、貸館業務の機能を維持した中で、併設する障害者基幹相談支援センターの有する相談機能や障がい者就業・生活支援センターによる就労支援の取組みの充実を図る必要がある。	貸出スペースの有効活用を図り、障害者の相談支援体制強化及び就労支援につながる施策を実施する。	一部改善

令和5年度 事務事業《事後》評価 改善事業一覧表

評価No	担当課	事業名	実施目的	具体的方法	一次評価	一次評価コメント	二次評価	二次評価コメント	改善案	最終評価
156	高齢政策課	高齢者生きがいがづくり事業	高齢者が家庭や地域の中で、生きがいを持って仲間とともに健やかに暮らせるための支援を行います。	健康維持のため高齢者向けスポーツ教室や健康に関する講義などの生涯学習として健やか学級などを行います。	継続	地域で暮らす仲間と、運動や講座を通じて交流することで、生き生きと自立した生活を継続して営む活力となるため、生きがいをもちながら暮らせるよう支援を継続していく。	継続	高齢者が住み慣れた地域で仲間とともに学ぶ喜びが得られるよう、継続して生きがいがづくり、健康づくりや仲間づくりを推進する。	【行政改革推進及び行政評価市民委員会における意見】 スマホ教室においては、スマホのリスクについても十分に啓発すること。また、高齢者がより生きがいをもちながら暮らせるよう、市が主体的、かつ、きめ細やかに事業を発展させていくこと。	大幅な改善
180	商工労働課	消費生活センター機能強化事業	市民の消費生活に関する相談や苦情を広く受け付け、市民生活の安定と向上を図ります。	ライフステージや環境・状況に応じた出前講座や講演会、イベント等を開催するとともに、市広報や市ホームページ、啓発資料による情報提供を行います。また、消費生活に関する資料の展示・貸出しを行い、学習機会の提供を行います。	一部改善	消費者、特に判断力の乏しい高齢者や経験の浅い若者たちが、被害にあわないように引き続き啓発を強化する必要がある。消費者保護のため消費生活センター機能を強化していく必要がある。	一部改善	事業者との情報格差等により弱い立場にある消費者の被害を未然に防ぐため、引き続き消費生活センターの機能強化を継続するとともに、注意喚起等を行っていくことが必要である。	成年年齢引き下げに伴い、小中学生や高校生等への消費者教育を出前講座、消費者教育講座等で教育機関と連携しながら注意喚起、啓発を強化する。高齢者については、広報やチラシ、イベントや出前講座等で啓発をより強化するとともに、イベントや講座等の参加者だけでなく、その周囲の家族や友人へも注意喚起等ができるような啓発を行う。	一部改善
181	商工労働課	消費生活相談事業	消費者の利益を守り、消費生活の安定と向上を図るため、消費生活に関する苦情や問合せに対し、助言やあっせんを行い、被害の未然防止と被害回復を図ります。	高度情報化に伴い多様化・複雑化した消費者トラブルに適切に対応するため、職員の能力向上を図ります。また、高齢者などの消費者に対し、県や関係機関・関係課との連携を図ります。	一部改善	消費者トラブルは複雑化・多様化しており、誰もが被害にあう可能性がある。判断力の乏しい高齢者や障がい者、若年者等が被害にあうケースが後を絶たない。消費者への被害の未然防止と損害救済に対応するため、相談体制の充実と相談員の実務技能の向上が必要である。	一部改善	誰もが消費者被害にあう可能性があり、特に契約等に関する知識が少なく事業者との交渉力が弱い消費者が被害にあう場合が多く見られる。被害防止と被害回復のため、引き続き相談体制の充実が求められており、多様化する消費者トラブルに対応するため相談員の実務技能の向上が必要である。	民生委員等の見守り者へテキスト等を配布するとともに消費者被害の情報提供をし、見守り力の強化を図る。高齢者センターの定例会等で積極的な被害防止等の注意喚起を行う。トラブルにあっても相談できない、トラブルに気づいていない方々を相談へつなげるために、これまで以上に市内の各種施設へセンターのパンフ等を設置してもらうとともに、施設職員等にもセンターの機能、役割について知らせ、相談につなげてもらう。	一部改善
228	住宅課	空家等対策推進事業	老朽化や不適切な管理により周辺の生活環境を著しく悪化させている空家等を減少させるとともに、新たな空家等を増やさない対策を推進し、生活環境や住環境を保全します。	空家等の適切な管理の推進、周辺住民や所有者からの空家等に関する苦情や相談の対応について、本市の空家等対策計画に基づいた施策を実施します。特定空家等の認定を行い、所有者などに対し指導や助言、命令などの措置を講じます。	一部改善	危険空き家については、自発的な除却を促進するため、所有者等に対し、補助事業及び適切な管理の推進等について、積極的な周知を実施する必要がある。また、空き家の利活用等に関する支援制度の充実にあたり、制度の見直しを図り、令和6年度の施行を目指す。	一部改善	管理不全な空き家の減少を図るため、より効果的・効率的な事業となるよう検討する。	・空き家等特別措置法の改正により新たに指導・勧告の対象となる「管理不全空き家」について、国や県の動向を注視し、条例等の検討を進める。 ・空き家利活用に係る支援制度の充実にあたり、より効果的な事業となるよう要綱等の整備を進める。	一部改善